

代 金 取 立 規 定

横浜信用金庫

第1条 (取扱証券類)

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れできないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。

第2条 (要件の補充等)

- ①手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- ②証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- ③手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第3条 (手数料等)

- ①代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料（代金取立手形手数料を含みます。）をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があった場合または店頭掲示を要した場合には、その手数料を別途にいただきます。
- ②特別な依頼により要した費用は、別途にいただきます。

第4条 (発送)

証券類の取立を当金庫の他の本支店または他の金融機関に委託して行なう場合には、当金庫が適当と認める時期、方法により発送します。

第5条 (引受けのない手形等の取扱い)

- ①引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するとともに、引受けおよび支払いのための提示をする義務を負いません。
- ②手形交換による提示ができない証券類についても同様とします。

第6条 (取立代金の入金)

- ①手形のうち支払期日までに当金庫所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当金庫が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に当金庫でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。
- ②「期日入金手形」以外の証券類については、銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

第7条 (証券類の不渡り)

- ①証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。
- ②不渡りとなった証券類は当金庫で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- ③前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。

第8条 (証券類の組戻し)

- ①証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当金庫所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- ②組戻しをした証券類は当金庫で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

第9条 (証券類の喪失、通信の遅延等)

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

第10条 (譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第11条 (規定の変更)

- ①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
2020.04